

セントラル建設残土処分場の使用について

【名称と住所】

名称：セントラル建設残土処分場

住所：岐阜県恵那市三郷町佐々良木字弁天 171 番地 1

営業時間：8：30～16：30

休日：原則、土曜日、日曜日、祝日となります。（休日に利用したい場合は応相談）

【料金】

受入料…2,700 円/m³（令和 6 年 4 月 1 日現在）

※変動する場合があります。

【受入受領の算定】

みなし重量といたします。

ダンプ積載量は摺切りでお願いします。

ダンプ 1 台

10t…5 m³ 3t…2 m³

4t…2.5 m³ 2t…1.5 m³

【残土処分場使用の流れ】

① 使用申請

使用申請書を弊社 HP もしくはメール、本社にて書類を受け取り、1 週間前までに弊社担当者へ送る（チェックし、受け取り完了迄）

② 連絡

搬入する前々日までに弊社担当者へ車種・台数・運搬回数・搬入予定時間（予定）を連絡し、許可をもらう。（人員手配が必要になる為お断りする可能性有）

③ 土砂搬入

搬入時間を担当者へ連絡する。搬入後終了の旨と車種・台数・運搬回数を報告。

④ 完了報告

全ての搬入が完了したら完了の報告をする。

⑤ 搬入確認書(希望された方)

残土搬入完了報告書をお渡しします。

【締め日】

各社に合わせて対応致します。希望のある方はお申しつけください。

【受入拒否】

- ① 弊社担当者の指示、協力が出来ない時
- ② 処分場の円滑な運営に著しく不誠実であると認められた時
- ③ 処分料金を指定期日までに支払われなかった時
- ④ 過積載など法令違反が認められた時
- ⑤ 虚偽の建設残土処分依頼書により承諾を受けた時

例：残土処分の際、残土と共に草やゴミ、コンガラ等異物が混入してきた場合。

【問い合わせ先】 セントラル建設残土処分場（0573-26-4114） 担当：大山